

大崎上島町医療及び福祉従事者就職支援金等支給事業のご案内

大崎上島町内の医療・福祉従事者の人材確保と定住の促進を目的に、町内の事業所等へ新たに常勤雇用として就職される方に補助金を支給します。

【概要】



概要は次のとおりですが、詳細な要件等については、お問い合わせください。

	就職支援金	定住支援金
対象者 ※いずれの要件にも当てはまる方	①看護師・准看護師・介護福祉士・保健師・管理栄養士・社会福祉士・医師・歯科医師・歯科衛生士・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・精神保健福祉士・保育士・保育教諭のいずれかの資格をお持ちの方 ②町内に住所がある方 ③1年以上継続して雇用される見込みのある方 ④町税等の滞納のない方 ⑤町の同種の就職支援金等の支給を受けていない方 ⑥同一系列施設からの異動又は町内の他の施設からの転職でない方	就職支援金の対象の方であって、 ⑦U・Iターン者の方 （転入後6カ月以内に就職） ⑧本町に5年以上居住する意志のある方
支給金額	20万円（定額）	就職後1年経過毎に24万円（最長5年間）
申請書類	①医療及び福祉従事者就職支援金等支給申請書兼請求書 ②就職決定（予定）通知書 ③従事する専門職の資格を証する書類 ④誓約書	①医療及び福祉従事者就職支援金等支給申請書兼請求書 ②雇用証明書 ③従事する専門職の資格を証する書類 ④誓約書
申請期間	就職後、3カ月以内	就職後、1年を経過した日から3カ月以内（2年目以降も同様）

※要件を欠くことになった場合は、支給された就職支援金の全部又は一部を返還しなければなりません。

【お問合せ先】

大崎上島町健康福祉課 保険係

TEL：0846-62-0301